市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別 徴収

に係る給与所得者異動届出書

										整埋番号			
年 月 日 () 所在地 〒				Ŧ					担当者		特別徴収指定番号		
提出													
宝塚市長			支払者 私者	名称					氏 名			宛名番号	
			法人番号または個人番号						電話				
給与所得者	フリガナ 氏名			新		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法		
	生年月日 個人番号			年 月 日生		年度)	月分から 月分まで	月分か 月分ま		1 転職·転籍 2 退職 3 死亡 4 休職		1 特別徴収継続	
	住	1月1日 現在							月 日	5 長欠 6 その他		2 一括徴収3 普通徴収	
	所	異動後				円	円		T	a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()		(本人が納付)	
●特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)													
新しい給与支払者所在地 〒						特別徴収指定番号			新l 	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、			
(特別徴収義務者) 名称						法人番号			 納之	納入するよう連絡済です。			
				一括徴収する	る場合に記入してく				•				
		目を選択して				徴収予	収予定額(上記(ウ)と同額)						
					出があったため。			円	左記の一括徴収	一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。			

注意事項等

1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税を給与から引き去りしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。

提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職した際は、特別徴収継続の希望がなく、残税額の全額を給与または退職金から引き去り可能である場合に限り、残税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、残税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。